

1 0 年 保 存
機 密 性 1
平成 24 年 10 月 26 日から 平成 34 年 10 月 25 日まで

基監発 1026 第 1 号
平成 24 年 10 月 26 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「技能実習生の労働条件の確保について」の
対応に当たって留意すべき事項について

技能実習生の労働条件の確保については、平成 24 年 10 月 26 日付け基発 1026 第 3 号「技能実習生の労働条件の確保について」の一部改正について（以下、「局長通達」という。）により指示されたところであるので、下記に留意の上、適切な対応を期されたい。

記

- 1 局長通達記の第 1 の 6 では、不正行為を行った監理団体等に対しては、「当該不正行為が終了した日」後、一定期間、技能実習生の受入れが停止されることとされていること。

「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 24 年 11 月法務省入国管理局改訂。以下「指針」という。）によれば、「不正行為が終了した日」とは、不正行為が継続的・連続的に行われた場合は、その一連の行為の最終日を意味するとされていること。そして、「不正行為が終了した日」とその後の「受入れが認められない期間」は、以下のとおりとされていること。

(1) 暴行・脅迫・監禁

暴行・脅迫・監禁行為の最終日から 5 年間

(2)旅券・在留カードの取上げ

旅券・在留カードを取り上げ占有した期間の最終日から5年間

(3)賃金等の不払

不払の賃金を精算した日から5年間

(4)人権を著しく侵害する行為

人権侵害行為の終了日から5年間

(5)偽変造文書等の行使・提供

偽変造文書等を行使又は提供した日から5年間

(6)保証金等の徴収等

徴収した保証金を返還した日又は違約金等に係る契約の締結日から3年間

(7)雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事

講習期間中に業務に従事させる行為の最終日から3年間

(8)二重契約

申請内容と異なる内容の取決めを行った日から3年間

(9)技能実習計画との齟齬

計画に沿った内容の技能実習を開始した日又は計画に沿った内容の技能実習を再開しないまま当該技能実習が終了しているときはその最終日から3年間

(10)労働関係法令違反

法定の除外事由なく法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていた最終日など労働関係法令に違反した行為の最終日から3年間

(11)日誌等の作成等不履行

日誌等の作成・備付け・保存を開始した日又は日誌等を作成しないまま技能実習が終了し、あるいは、保存せず廃棄したときは保存期間満了日から1年間

(12)帰国時の報告不履行

報告義務の履行日から1年間

- 2 局長通達記の第1の6では、不正行為を行った監理団体等に対しては一定期間技能実習生の受入れが停止されるが、「当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでないこと」とされていること。

この場合の「技能実習の適正な実施を妨げるもの」とは、指針によれば、不正行為を行った機関や個人について、不正行為の態様や程度を個別に調査した結果、技能実習を継続して実施させることが技能実習制度の適正な運営上好ましくないと認められるものをいうこととされていること。